

運 営 法 人 代 表 者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様
介護保険施設 施設長 様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

磯子区高齢・障害支援課長

令和6年度認定調査員新規研修（10月）の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
毎年、実施しております認定調査員新規研修を開催します。つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講について、ご配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 対象者

次の3つの要件をすべて満たす方

- (1) 研修実施日時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成21年1月以降に行われた、平成21年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日 時

令和6年10月28日(月) 10時00分から 16時45分 まで（9時30分受付開始）

※現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、研修修了後でないと本研修は受講できません。

3 会 場

会場名 磯子区役所 7階会議室

（住所：横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎7階）

※公共交通機関をご利用のうえ、お越しください。

4 受講内容

別紙「認定調査員新規研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

電子申請届出システムより申請

令和6年10月21日（月）までに『横浜市電子申請・届出システム』よりお申込みください。

◆電子申請届出システムURL及び二次元コード

URL：<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1138bcd5-d2ad-4a11-8790-0486e43f60c0/start>

※会場の都合上、定員がございます。（定員 70 名程度）
受講いただけない場合のみ事業所に電話でご連絡いたします。



6 研修当日に持参する物

- (1) 介護支援専門員証
- (2) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員であることが証明できる書類
(職員証、社員証等)
※研修当日に受講資格の確認をいたします。また、研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載いただきます。
- (3) 筆記用具
- (4) テキスト2冊、研修資料をいれるためのマイバック

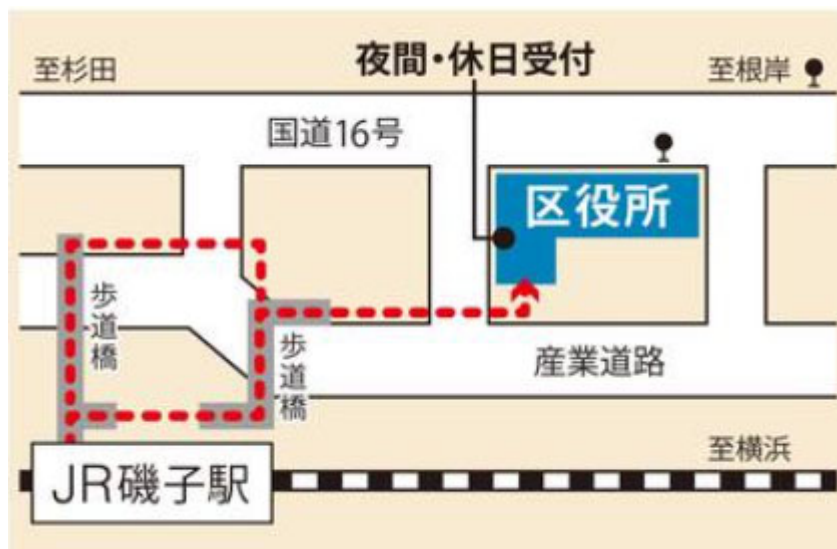
7 その他

- (1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」(厚生労働省)により規定された研修であるため、全課程を修了しない場合(遅刻又は早退等)は、認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。
- (2) 研修日の翌日から3日間の間(土日祝除く)に研修主催者が受講確認をします。研修主催者から連絡等がなければ、研修日の翌日から4日後(土日祝除く)から調査に従事できます。
ただし、研修当日に不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事いただくことはできません。
【例】10月28日が研修日の場合、10月29日～31日に受講確認、11月1日から調査可。
- (3) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。
- (4) ご不明な点がございましたら、本市ホームページ掲載のQ&Aをご確認の上、お問い合わせください。

◆研修会場案内図

横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎7階

JR根岸線「磯子駅」徒歩5分



担当 横浜市磯子区高齢・障害支援課介護保険担当
TEL : 045-750-2494
E-mail : is-koreisyogai@city.yokohama.jp